

報道発表資料の配付日時 6月 4日 (火) 15時00分

発表項目 (行事名)	「北海道青少年健全育成条例の一部を改正する条例(素案)」に対する道民意見等の募集について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>北海道では、北海道青少年健全育成条例の改正に係る検討を進めているところですが、当該条例を改正するに当たり、次のとおり道民の皆様からご意見等を募集することとしましたので、道民の皆様への周知について、ご配慮をお願いします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 条例(素案)の名称 北海道青少年健全育成条例の一部を改正する条例(素案) 2 意見等の募集期間 令和元年(2019年)6月5日(水)から令和元年(2019年)7月5日(金) 3 条例(素案)及び参考資料の入手方法 <ol style="list-style-type: none"> (1) 北海道のホームページ(環境生活部くらし安全局道民生活課のホームページ http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/dms/ss/top.htm) (2) 北海道環境生活部くらし安全局道民生活課(道庁12階) (3) 北海道総務部人事局法制文書課行政情報センター(道庁別館3階) (4) 各総合振興局及び各振興局(石狩振興局を除く。)の行政情報コーナー (5) 各総合振興局保健環境部環境生活課及び各振興局保健環境部環境生活課 4 意見等の提出方法及び提出先 <ol style="list-style-type: none"> (1) 郵便 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道環境生活部くらし安全局道民生活課(青少年グループ) (2) ファクシミリ 011-232-4820 (3) 電子メール kansei.dousei3@pref.hokkaido.lg.jp 		
参考	<ol style="list-style-type: none"> 1 道民意見提出手続の意見募集要領 2 北海道青少年健全育成条例の一部を改正する条例(素案) 3 北海道青少年健全育成条例(現行) 		
報道(取材)に当たってのお願い			
他のクラブとの関係	同時配付(場所) 同時レク		
担当 (連絡先)	環境生活部くらし安全局道民生活課青少年グループ(担当者:成田 剛) TEL ダイヤルイン 011-204-5663 内線 24-171		

道 民 意 見 提 出 手 続 の 意 見 募 集 要 領

令和元年(2019年)5月29日

- 1 計画等の案の名称
北海道青少年健全育成条例の一部を改正する条例(素案)
- 2 参考資料の名称
北海道青少年健全育成条例(現行)
- 3 計画等の案及び参考資料の入手方法
 - (1) 北海道のホームページ(環境生活部暮らし安全局道民生活課ホームページ)への掲載
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/dms/ss/top.htm>
 - (2) 以下の場所での閲覧及び配付
 - ア 北海道環境生活部暮らし安全局道民生活課(道庁12階)
 - イ 北海道総務部人事局法制文書課行政情報センター(道庁別館3階)
 - ウ 各総合振興局及び各振興局(石狩振興局を除く)の行政情報コーナー
 - エ 各総合振興局保健環境部環境生活課及び各振興局保健環境部環境生活課
- 4 意見等の募集期間
令和元年(2019年)6月5日(水)から令和元年(2019年)7月5日(金)
- 5 意見等の提出方法及び提出先
 - (1) 郵便 ※当日の消印有効
〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道環境生活部暮らし安全局道民生活課(青少年グループ)
 - (2) ファクシミリ 011-232-4820
 - (3) 電子メール kansei.dousei3@pref.hokkaido.lg.jp
- 6 意見募集結果の公表時期
提出された意見については、意見に対する考え方とともに令和元年(2019年)8月中旬頃を目処に「道民意見提出手続の意見募集結果」を公表します。
なお、意見募集の結果の公表は「3 計画等の案及び参考資料の入手方法」に記載の方法に準じて行います。
- 7 その他
 - (1) 意見の提出に当たっては、日本語でお願いします。
 - (2) 意見提出に当たっては、住所、氏名(団体の名称)を記載してください。
なお、意見の要旨と併せて、意見を提出された方の住所(市町村名のみ)を公表することがあります。
 - (3) 意見が長文の場合や大部の資料を添付する場合は、併せてその要旨を提出してください。
 - (4) 電子メールによる意見の提出は、ファイル形式をテキスト形式とし、添付ファイルによる提出はご遠慮願います。
 - (5) 意見受付後、約3日(土曜・日曜日・休日を除く)以内に受け付けた旨をご連絡いたしますので、連絡がない場合は、電話・ファクシミリ・郵便等でお問い合わせ願います。
なお、連絡は、電子メールの送信・電話・ファクシミリ等により行います。

問い合わせ
環境生活部暮らし安全局道民生活課(青少年グループ)
電話 011-204-5663

北海道青少年健全育成条例の一部を改正する条例（素案）

第1 趣旨

近年、スマートフォンの急速な普及やインターネット利用の低年齢化に伴い、青少年がインターネットに起因するトラブルや事件に巻き込まれる事例が増加しています。

また、近年のゲームソフトは、内容や表現が多様化してきており、青少年に与える影響への配慮が求められるようになってきています。

このような社会環境の変化に対応し、青少年の健全な育成を図るため、次のとおり北海道青少年健全育成条例の改正を予定しています。

第2 改正の概要

1 児童ポルノ等の提供を求める行為を禁止するための改正

(1) 改正の理由

青少年がだまされたり、脅されたりして、自身の裸の画像をスマートフォン等で撮影させられた上、電子メールやSNS等で送信させられる、いわゆる「自画撮り被害」が増加していますが、現行法令では青少年に対して自画撮り画像を求める行為を禁止する規定がなく、青少年の画像提供を未然に防止することが十分にできていません。

このため、不当な手段等により青少年に対して自画撮り画像を求める行為を新たに罰則付きで規制するための改正を検討しています。

(2) 改正の内容

青少年に対し、次のいずれかの不当な手段等により児童ポルノ等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第2条第3項に規定する児童ポルノ又は同法第7条第2項に規定する電磁的記録その他の記録をいいます。）の提供を求める行為を罰則付きで禁止します。

① 18歳未満の青少年に対して、

- ・拒まれたにも関わらず、更に求める。
- ・威迫して求める。
- ・欺いて求める。
- ・困惑させて求める。
- ・対償を供与し、若しくはその供与の約束をして求める。

② 13歳未満の青少年に対して求める。

2 青少年の健全な育成を害するおそれのあるゲームソフトを有害図書類^{*}として適切に指定するための改正

(1) 改正の理由

青少年に深く浸透しているゲームソフトは、技術の進歩により極めて臨場感が高くなっており、青少年の健全な育成を害するおそれのある過度な描写を含むものも流通していることから、青少年への悪影響が懸念されるところです。

過度な描写を含むゲームソフトは、現行条例においても個別審査により有害図書類として指定することが可能となっていますが、ゲームソフトはその性質上内容の確認が難しく、個別に指定を行うことが困難です。

このため、青少年の健全な育成を害するおそれのあるゲームソフトを有害図書類として次の(2)の方法で適切に指定し、図書類取扱業者による青少年への販売等を禁止するための改正を検討しています。

(2) 改正の内容

ゲームソフトのうち、卑わいな姿態等を描写した場面が一定時間以上となるもの又は知事の指定するゲームソフト審査団体が18歳未満の視聴を不適当としたものを有害図書類とします。

※有害図書類～青少年の健全な育成のために有害と認められる図書類^{*}をいい、図書類取扱業者は、これを青少年に販売、頒布、贈与、貸付け、閲覧、視聴、聴取又は交換をすることはできません。

また、有害図書類は他の図書類と区分して陳列しなければなりません。

※図書類～書籍、雑誌その他の刊行物、図画、写真及び映画フィルム、スライドフィルム、録画テープ、録画盤、録音テープ、録音盤、フロッピーディスクその他の映像又は音声記録されているもので機器を使用して当該映像又は音声再生されるものをいいます。

第3 今後のスケジュール

令和元年第3回北海道議会定例会へ条例案を提案する予定です。